

WorkVision®経営支援システム サービス利用約款 新旧対照表

現行	改訂
<p>第36条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1.契約者及び当社は、それぞれ相手方に対して、現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約します。</p> <p>①自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団・総会屋その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）であること</p> <p>②自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること</p> <p>③自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手側に対し、暴力的又は威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行っていること</p> <p>④自己が利用契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかにも該当しないこと</p> <p>2.前項の規定に違反、又は虚偽の申告があった場合、契約者及び当社はなんらの通知、催告を要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</p> <p>3.前項により利用契約の全部又は一部を解除により解除された者に生じた損害について、解除した当事者は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第36条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1.契約者及び当社は、利用契約成立日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること</p> <p>④暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2.契約者及び当社は、自ら又はそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>3.契約者及び当社は、相手方又はそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1</p>

WorkVision[®]経営支援システム サービス利用約款 新旧対照表

	<p>項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで相手方への通知のみによって利用契約を解除することができる。</p> <p>4.前項の場合、利用契約を解除した当事者は、相手方又はその役員に損害が生じても一切の責任を負担しない。また、利用契約を解除された当事者は、相手方に損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償する。</p>
--	--